

令和4年度

事 業 計 画 書

社会福祉法人 大泉町社会福祉協議会

令和4年度　社会福祉法人大泉町社会福祉協議会事業計画

1 基本方針

我が国では、少子高齢化による生産年齢人口の減少だけでなく、総人口の減少が始まり、経済活動の縮小や地域の活力の低下が表面化しています。そのような中で、貧困、子育てと介護を同時に担うダブルケア、80代の親が50代の引きこもりの子の生活を支える8050問題等、個人や世帯が抱える問題が複雑化・多様化しています。また、未だに感染拡大が続いている新型コロナウイルス感染症は、人々の生活を大きく変化させ、離職者や所得が大幅に減少する人が増え、生活困窮や福祉資金の貸付に関する相談は、これまでにない増加件数を示しています。

このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会の実現が求められています。

そこで本会では、「住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織」として、町民が抱えるさまざまな生活課題を的確に捉え、地域住民・地区社会福祉協議会・ボランティア・福祉関係団体・行政機関等と連携し、地域の支えあい体制の充実を図っていくとともに、より質の高いサービスの提供に努めてまいります。

また、「第二次大泉町地域福祉計画・第二次大泉町地域福祉活動計画」の基本理念『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪　おおいづみ』の実現に向け、地域福祉・在宅福祉事業のほか、介護保険事業、指定管理事業などのさまざまな福祉関連事業に取り組み、より一層地域福祉の推進を図り、ともに支えあい、助けあうまちづくりに努めています。

2 重点施策・実施事業

- (1) 地域福祉推進事業
- (2) 介護サービス事業
- (3) 地域活動支援センター事業
- (4) 老人福祉センター事業
- (5) 心身障害者等デイサービスセンター事業
- (6) 地域包括支援センター事業
- (7) 生活困窮者自立相談支援事業
- (8) その他の福祉事業

(1) 地域福祉推進事業

核家族化や高齢化、家族のあり方の変容、近所づきあいの希薄化により、地域での孤立化が危惧される状況となっている。また、今般は新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式や働き方の変化等社会環境の変容に対応しつつ、かつての助けあいや人間関係、地域のつながりの再構築が求められることを踏まえ、その人らしい生活を送ることができるような「地域共生社会」の実現に努める。

さらに、「誰一人取り残されない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の構築と第二次地域福祉活動計画の基本理念である『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪おおいすみ』の実現に努める。

ア 法人運営事業

(ア) 理事会、評議員会、監事会の開催

法人組織の強化、事業運営の透明性の向上等に取り組み、地域に信頼される運営を行う。

(イ) 評議員選任・解任委員会の開催

評議員の選任及び解任について、評議員選任・解任委員会を開催する。

(ウ) 会員募集の実施

福祉活動等を行っていくための自主財源確保のための会員募集を行う。

(エ) 社会福祉法人間の連携に関する事業の調査・研究

社会福祉法人間の連携を図り、地域における公益的な取り組みを推進できる体制づくりに努める。

(オ) 役職員研修会への参加及び研修会の開催

役職員研修会の実施や専門研修に参加し、役職員の資質及び専門性の向上を図るとともに、スキルアップのための職員研修会の企画・実施を行う。

(カ) 第三者委員会の開催

社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応の推進を図る。

(キ) 第二次大泉町地域福祉活動計画の集約及び第三次大泉町地域福祉活動計画の策定【新規】

第二次地域福祉活動計画による事業展開が、最終年度の5年時を迎えるにあたり、計画における最終目標を再確認・評価するとともに、第三次地域福祉活動計画の策定を行う。

(ク) 事業継続計画（BCP）策定

大規模災害が起こった事態を想定し策定した「大泉町社会福祉協議会灾害対応マニュアル」をもとに災害ボランティアセンター模擬訓練を行うとともに、災害や事故などを受けても重要な事業やサービスの提供をなるべく中断

させない、または、可能な限り早急に再開するために事前に取り決めておくBCPの策定を行う。

イ 企画・広報事業

(ア) 広報紙「社協だより」の発行

地域福祉活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を行う。

(イ) 社会福祉大会の開催（大泉町と共催）

町内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるため社会福祉大会を開催する。

(ウ) 戦没者追悼式の開催（大泉町と共催）

戦没者の御靈を追悼するとともに、恒久平和を祈念するため開催する。

(エ) ホームページによる福祉情報の発信

ホームページの内容の充実を図り、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、地域福祉に関する情報の提供を積極的に行う。

ウ 地域福祉・地区社協事業

(ア) 第二次地域福祉活動計画に基づく事業の実施

基本理念である『みんなで手をつなぎ、広げる笑顔の輪 おおいづみ』実現のため、地域ぐるみの支えあい、助けあいの推進に努める。

(イ) 地区社協長連絡会議の開催

相互の情報交換、連絡調整及び研修等を行い、地域福祉の向上に資することを目的とし開催する。

(ウ) 地区社協の組織確立と活動の支援

地区社協の活動を支援するため、活動費の助成だけでなく、講演会や研修会を通じて新たな事業の提案や情報の提供を行う。

(エ) いきいきふれあいサロン事業の支援

家の中に閉じこもりがちな高齢者や障がいの方々の居場所づくりのための助成や支援を行う。

(オ) 高齢者訪問事業の実施

90歳、95歳の方々に対し、長寿記念品の贈呈を行う。

(カ) ひとり暮らし高齢者等在宅福祉サービス事業の実施

75歳以上のひとり暮らし高齢者におせち料理を配布することにより、地域住民との交流を推進し、楽しい正月を過ごせるよう援助する。

(キ) ひとり親家庭のつどいの開催

ひとり親家庭を対象に、家庭の絆を深めることを目的とし開催する。

(ク) 障害児者親子ふれあい事業の開催

障害児者の親子を対象に体験型の講座等を開催し、日頃のリフレッシュや参加者同士の交流を図り、豊かな地域生活と社会参加を促進することを目的とし開催する。

(ケ) 生活支援サービス事業の実施

多様な生活支援ニーズに応え、地域の実情に応じた地域の支えあいの体制づくり（地域包括ケアシステムの構築）に努める。

(コ) 個別支援検討会議の開催【新規】

各事業を実施する中での困難事例等について、職員間で情報の共有を行うとともに、適切な支援を行うことを目的とし、個別支援検討会議を開催する。

(サ) おおいづみ KIZUNA プロジェクト事業の実施【新規】

新しい生活様式を取り入れた環境の中でも、地域福祉の充実とこれまで地域で築き上げてきた「絆」の継続のため、年齢も性別も関係なくそれぞれの場所で同じ目標に向かってチャレンジし、いつまでも健康で住み慣れた地域に住み続けられることを目標とし実施する。

エ ボランティアセンター事業

(ア) 市民活動フェスティバルの開催

ボランティア活動だけでなく、多様な活動をつなぐネットワークづくりと、活動団体同士の交流や情報交換の促進、多くの住民に活動を「知る・見る・体験する」ためのきっかけづくりを目的とし開催する。

(イ) ボランティアグループ育成支援

活動に関する研修の提案や講座の紹介等を行い、充実したグループ活動の支援を行う。

(ウ) ボランティア講座の開催

a ボランティア養成講座（千代田・邑楽町社協と共に【新規】

ボランティア活動を始めるきっかけや「ふくし」に感心を持ってもらうことで、ともに支えあう地域づくりを推進するため、3町合同で養成講座を開催する。

b 家族 DE チャレンジスクール

家族での体験を通して家庭内でのボランティア意識を高め、地域福祉の向上に努める。

c レクリエーション講習会

ボランティアの育成を図り、継続したサロン運営が出来るよう、ともに支えあう地域づくりを推進することを目的とし開催する。

(エ) ボランティア相談、あっせん事業の推進

ボランティアに関する相談やあっせんを行い、活動しやすい環境づくりに努める。

(オ) ボランティア保険加入促進

ボランティア保険に関する相談や各種対応を行い、保険加入促進を図る。

(カ) 広報紙「ぼらんていあ」の発行

ボランティア活動の広報・啓発活動を図るとともに、活動に関する情報の提供を行う。

(キ) エコキヤップ収集運動の実施

誰もが参加しやすいエコキヤップ収集運動を通して、地球、資源、福祉への理解と関心を高めるとともに、地域福祉の向上を図る。

(ク) ボランティア協議会活動支援

ボランティア協議会の活動を支援し、地域福祉の推進を図る。

(ケ) NPO法人等の相談支援

相談支援や情報提供を行い、各種団体との連携を図る。

オ 福祉教育推進事業

(ア) 福祉協力校の指定

福祉協力校連絡会議を開催し、学校との連携を強化するとともに、助成や支援を行い福祉教育の充実に努める。

(イ) 福祉体験学習の実施

車イス・ブラインドウォーク・手話・点字・高齢者擬似体験等の福祉体験学習を積極的に実施し、福祉教育の推進を図る。

(ウ) 小中学生ふくし作文・ポスターコンクールの実施

(大泉町・大泉町教育委員会と共に)

町内の小・中学生を対象に、福祉に関する作文・ポスターを募集し、社会福祉に対する一層の理解と関心を高めることを目的とし実施する。

(エ) 介護体験教室の開催 (大泉保育福祉専門学校と共に)

次世代を担う中学生を対象に、福祉教育の一環として介護問題への関心と理解を深めることを目的とし開催する。

(オ) 小学校放課後子ども教室への参加

学年を超えた福祉体験学習等の機会と福祉教育の更なる充実に努める。

カ 福祉団体育成支援事業

福祉団体活動にかかる費用の助成、団体事務局として活動の継続支援を行う。

(ア) 遺族会活動支援

共通の境遇にある遺族の自主的団結のもとに相互に協力し、会員の福祉増進を図るための支援を行う。

(イ) 更生保護女性会活動支援

女性の立場からの犯罪や非行の防止に努めるとともに、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを援助し、もって青少年の健全育成と明るい社会の実現に寄与するための支援を行う。

(ウ) 心身障害児者等療育父母の会活動支援

心身障がい児者の支柱となり、福祉の推進、会員相互の親睦を図るための支援を行う。

(エ) 保護司会大泉支部活動支援

社会奉仕の精神をもって、罪を犯した者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪予防の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを使命とするための支援を行う。

(オ) 母子会活動支援

母子福祉の基本理念に基づき、会員相互の連携と親睦を深め、もって母子家庭の生活の安定と向上を図るための支援を行う。

(カ) 老人クラブ連絡協議会活動支援

町内の老人クラブの連絡連携とクラブ活動の発展向上を図り、老人福祉の推進に寄与するための支援を行う。

キ 生活支援事業

(ア) 福祉相談事業の実施

関係機関（相談支援機関）との連携を深めるとともに、既存の制度・サービスを活用しながら相談支援に関する取り組みを行い、住民福祉の充実を図る。

(イ) 通学補給金事業の実施

町内に居住する者のうち、その世帯の自立更生をめざし、高校・大学等に通学する者に対して、必要とする資金の一部を交付する。

(ウ) 学生服等リユース事業の実施

家庭の状況にかかわらず、全ての子どもたちが安心して學習に打ち込めるよう子ども就学支援の一環として、各家庭で不用になった学生服や体操着を無償で提供していただき、必要とされる学生に活用していただくため実施する。

(エ) 福祉用具等リユース事業の実施

不用となった福祉用具等を譲りたい人と譲って欲しい人との情報の橋渡しを行うことにより、福祉用具等の有効活用を図ることを目的し実施する。

(オ) なんでも福祉相談事業の実施

県内の社会福祉法人による地域貢献事業として、生活や福祉に関するあらゆる相談を受け止め、本事業のネットワークを活用し、より適切な支援先へとつなげ個別の課題解決に努める。

(カ) 法外援護事業の実施

行路人で所持金を持たないものに対し、町内から町外に転出するまでの旅費の現物支給や食糧等の支援を行う。

ク 共同募金配分事業

共同募金（一般募金、歳末募金）からの配分金を財源として、各福祉事業や生活困窮世帯等への支援として活用し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 高齢福祉事業の実施

a 高齢者友愛訪問事業の実施

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に週1回訪問し、安否確認を行うとともに、ボランティアと高齢者のふれあいを図り、地域全体でひとり暮らし高齢者の生活を支える環境づくりを目的とし実施する。

b 地域見守り活動支援事業の実施【新規】

ひとり暮らし高齢者等への目配り・声掛け・訪問による見守り活動や、登下校児童の見守り活動等を行う団体へ支援を行い、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくり活動の充実と拡充を図ることを目的とし実施する。

(イ) 障害福祉事業の実施

a 在宅障害者等紙おむつ支給事業の実施

排泄行為に支障のある在宅障がい者等に対し、紙おむつの支給を行い、健康的な日常生活の営みを図り、もって在宅福祉、障害福祉の向上を図る。

(ウ) 福祉育成支援事業の実施

福祉育成に関する講演会や講座を開催し、新たな活動者の増加に努める。

(エ) 歳末たすけあい運動事業の実施

a 見舞金贈呈事業

本会及び民生委員児童委員協議会合同会議にて対象者及び見舞金額を決定し、関係機関団体等の協力を得て贈呈を行う。

b 福祉サービス事業の実施

地域住民、地区社協、民生委員、ボランティア団体等の諸団体が協力し、年末年始の時期に地域の実情や対象世帯の要望に即した活動やイベント等を実施し、住民参加による福祉のまちづくりへの意識向上を図る。

ケ 福祉サービス受託事業（大泉町及び群馬県社協）

大泉町及び群馬県社協から委託を受け、高齢者、障害者、低所得者等への福祉サービス事業を実施し、住民福祉の充実を図る。

(ア) 大泉町受託事業

a ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業の実施

65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯で、外出等困難であり炊事も難しい方を対象に、安否確認や地域交流を目的とし実施する。

b ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の実施

おおむね65歳以上の要介護4・5または認知症高齢者で、非課税世帯であり町税・介護保険料の滞納がない世帯の在宅介護が必要とされる方へ支給し、高齢福祉の向上を図る。

c いざみ福祉号（車イス乗降車）の貸出

車イスごと乗れる車を貸出すことで、いつでも誰でもが外出できる環境の整備を図るため実施する。

d 手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程）の実施

聴覚障がい者の生活や関連する福祉制度についての理解と認識を深めるとともに、基礎的な手話を習得し、聴覚障がい者が地域で安心して生活できるコミュニティづくりを進めるため、3町（大泉町・邑楽町・千代田町）合同の手話奉仕員養成講習会を開催する。

e 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、活動資源の発掘、地域でのネットワークづくり、支える担い手の育成を行い、高齢者が地域で安心して生活できる地域づくりに努める。

(イ) 群馬県社協受託事業

a 生活福祉資金等貸付事業の相談、受付、償還業務

低所得者・障がい者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び社会参加の促進を図る。また、貸付の未償還者への償還相談と督促に関する事務を行う。

b 日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分な方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭の出し入れ、生活に必要な利用料などの支払い手続きを行うとともに、年金手帳や預金通帳等の預かりを行う。また、県社協の委託を受け、基幹社協としての役割を担う。

(2) 介護サービス事業

利用者が、その有する能力に応じて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護サービス事業を実施する。

ア 居宅介護支援事業

介護保険法に基づき、自立支援を目的に、居宅介護支援事業を実施する。利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）によるサービスを提供し、利用者が安心して日常生活を過ごすことが出来るよう努める。

イ 認定調査委託事業

市町村の委託を受け、認定調査委託事業を実施し、公正かつ的確に調査を行うよう努める。

ウ 介護予防支援委託事業の実施

地域包括支援センターの委託を受け、要支援者に対し、介護予防を目的に介護予防支援・日常生活支援総合事業（介護予防プラン）を実施する。また、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法、その他関係法令に基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながらサービスの提供に努める。

(3) 地域活動支援センター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、地域において就労の機会等が得難い、在宅の心身障害者等に日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切に支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉を推進する。

ア 日常生活に必要な社会性の訓練

商業施設等での買い物を実施し、小遣い帳の利用により、金銭を扱う機会を設け、正しい金銭感覚を養うとともに、軽微な買い物は一人でもできるよう支援する。さらに屋外活動の機会を多く設け、社会生活を送るうえでのマナーやルール等体得できるよう支援する。

- (ア) 買い物訓練の実施
- (イ) 外食の実施
- (ウ) 社会見学の実施
- (エ) 外出(公共機関)訓練の実施

イ 職業適性の発見

請負作業や自主生産活動を通して、利用者の能力に応じた作業を見極め、個々の利用者にあった作業の発見に努める。

- (ア) 個別自助具の研究・開発の取り組み

ウ 機能訓練

日常生活に必要な訓練を実施する。

- (ア) 清掃、洗濯、洗い物等の訓練の実施
- (イ) 衣類の着脱や入浴及び歯磨き等、整容に関する訓練の実施

エ 職業生活及び職業的自立の基礎的訓練

利用者1人あたり月額13,000円を目標に賃金支給できるよう援助し、働くことの喜びと意義を理解できるように支援するとともに、金銭

を得る事の大切さを感じられるように支援する。

- (ア) 作業収入による利用者へ賃金の支給

オ 家内工業的な授産指導（請負作業）

企業から軽作業を受注し、納期に収めることの意義や重要性を通して、責任感や達成感を得られるように支援する。

(ア) 自動車関連部品の作業

(イ) 古本回収及び販売作業【新規】

(ウ) ペット飼育用品詰め替え作業【新規】

カ 自主生産活動における授産指導

施設における自主的な生産活動を行い、全体的な作業量を補うとともに多様な作業ができるよう支援する。

(ア) アルミ缶回収の実施

(イ) お菓子製造の実施

キ その他独立自活に必要な指導訓練

利用者の生活拠点は「地域」であるとの認識に立ち、地域社会との交流を通して、地域社会の一員として、自立して生活できるよう支援する。また、自主生産活動におけるお菓子について、積極的に販売実習を行い、接客を通して社会性を身につけ、他者とのコミュニケーション能力が向上するよう支援する。

(ア) 町高齢者、身障者スポーツ大会への参加

(イ) 県作業所連絡協議会行事への参加

(ウ) 納涼祭の実施

(エ) 消防避難訓練及び避難所体験の実施

(オ) お菓子販売実習の実施

・定期販売(毎週木曜日 地域活動支援センター)

(毎週金曜日 役場内食堂前)

(毎月1回 大泉郵便局、生命保険会社、

保健福祉総合センター、役場ホール)

・出張販売(イベントへの出店)

ク 家族等に対する介護及び生活援助の支援

保護者会を開催し生活援助の方法等、保護者との情報を共有しながら支援の向上を図る。

(ア) 保護者会の開催

(イ) [ぐんまちゃんあんしんノート]の検討・作成

ケ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るため運営委員会を開催する。

コ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応する。

(ア) 施設の適正な維持管理

(イ) 災害時の避難所としての役割と適切な対応

(ウ) A E D の適正管理

サ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、研修・研究し、資質・技術向上に努め、利用者に対する支援、サービスの向上に取り組む。

(ア) 職員の研修参加

(イ) 施設見学の実施

(ウ) 広報紙「花ことば」の発行

(エ) ふるさと納税返礼品の登録

(オ) 支援、サービスに関するアンケートの実施

(カ) ボランティアの受け入れ

(4) 老人福祉センター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、高齢者の福祉を充実し、各種相談、健康の増進と教養の向上を図るとともに世代間の交流の促進に資することを目的とする。

また、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指し、ノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、高齢者福祉を推進する。

ア 高齢者のレクリエーション又は集会のための施設提供

高齢者が集える広間、教養娯楽室、健康管理室、入浴施設等を開放し利用者が交流する場を提供する。

(ア) 集会室、入浴施設、教養娯楽室等の提供

(イ) サークル活動、クラブ活動利用者への会議室等の貸出

イ 高齢者の教養向上、健康増進のための事業の開催

教養講座、健康増進講座、ふれあい交流の場として次の事業を実施する。また、利用者サークル活動、クラブ活動の発表の場としてお楽しみ会を開催する。

(ア) 健康の維持増進教室の開催

(イ) 音楽健康教室の開催

(ウ) シニア向けスマートフォン教室の開催

(エ) お楽しみ会の開催

(オ) 軽スポーツ大会の開催

(カ) カラオケ大会の開催

(キ) サークル活動の支援

(ク) 敬老のつどいの開催

ウ 高齢者の生活相談、健康相談その他各種の相談

高齢者の生活相談、健康相談に応じるため、研修・研究し職員の資質、技術向上に努める。

(ア) 相談の受付、支援

(イ) 職員の研修参加

エ センターの施設及び設備の維持管理に関する業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応する。

(ア) 適正な施設及び設備の管理

- (イ) 消防訓練の実施
- (ウ) 災害時の避難所としての役割と適切な対応
- (エ) A E D の適正管理

オ その他センターの目的を達成するために必要な事業
利用状況の把握及び管理体制の自己評価を行う。

- (ア) 利用者アンケートの実施
- (イ) 意見箱の設置

(5) 心身障害者等デイサービスセンター事業

大泉町より指定管理者として指定を受け、町内に居住する、既存の授産施設、地域活動支援センター等への通所が困難な在宅の重度心身障害者に、日常生活に必要な基本的な生活習慣訓練や機能訓練及び入浴サービス等の支援を行い、その介護を行う家族等の負担を軽減することを目的とする。

また、利用者個々のQOL（生活の質）を高め、豊かな人間関係の形成と、実りある人生の確立を支援する。

さらに、保護者、地域社会、関係各機関・団体等との密接なる連携を持って開かれた施設を目指しノーマライゼーションの理念の実現を図ることを目的とし、障害者福祉の推進を図る。

ア 日常生活訓練

利用者に応じた個別支援プログラムを作成し、日常生活支援サービスの充実を図るとともに、利用者の自己決定とエンパワーメント（自分らしさを生かして自立して生きる）を推進する。

また、平素より交通事故防止に努め、特に通所時ならびに屋外活動時には万全を期す。

(ア) 支援計画による生活訓練

イ 社会適応訓練

利用者と職員の関係を重視し、それぞれの利用者の障害特性に対応した支援目標を立て、社会と関わりが持てるよう支援する。

(ア) 屋外活動の実施

(イ) 日常生活、習慣行動訓練

ウ 機能回復訓練

利用者の障害特性によって必要な支援目標を立て、集団における支援の場を確保し、体力の維持、増進を図る。

(ア) 調理実習の実施

(イ) 屋外活動の実施

(ウ) 社会見学の実施

(エ) 屋外歩行、軽運動の実施

(オ) 食器（カトラリー）使用支援の実施

エ 創作及び軽作業

機能訓練の一環として次の事業を実施する。

- (ア) さをり（機織り）による機能訓練
- (イ) スキル（手芸）による機能訓練
- (ウ) 遊具や玩具による機能低下の予防
- (エ) 案山子作成による機能訓練
- (オ) 四季折々の作品制作による機能訓練

オ 養護

家庭介護の負担軽減と、衛生的で健康的な生活ができるよう、入浴サービスや散髪同行サービスなどを実施する。実施にあたっては保護者からの意見や要望等を考慮し、利用者の体調に十分配慮し、入浴希望については、利用回数などの制限は行わず、可能な限り希望に沿うようにサービスを提供する。

- (ア) 入浴サービスの実施
- (イ) 散髪同行サービスの実施
- (ウ) 延長ケアの実施
- (エ) 体重・検温・血圧測定の実施
- (オ) 手洗い・消毒の徹底
- (カ) 利用者に応じた食事の支援
- (キ) 歯科診察・口腔ケア指導の実施【新規】

カ 家族等に対する介護及び生活援助の支援

保護者会を開催し、介護に対する相談や生活援助の方法等、保護者と情報を共有しながら支援の向上を図る。

- (ア) 保護者会の開催
- (イ) 保護者との面談の実施（定期的なアセスメントの実施）【新規】
- (ウ) [ぐんまちゃんあんしんノート]の検討・作成

キ 運営委員会の開催

センターの適正及び円滑な運営を図るために運営委員会を開催する。

ク センターの施設及び設備の維持管理業務

施設及び設備の適正管理に努め、火災、地震等による災害に対し、適切に対応する。

- (ア) 業務委託により施設の適正な維持管理を行う。また、避難所等における設備の充実を図る。

ケ その他センターの目的を達成するために必要な事業

職員は専門職としての自覚を持ち、常に研修・研究し、利用者に対する支援、サービスの向上に努める。

また福祉、医療等の関係機関と連携して、地域社会の中の施設として社会的役割を果たすことに努める。

- (ア) 職員の研修参加
- (イ) 施設見学の実施
- (ウ) 広報紙「花ことば」の発行
- (エ) 支援、サービスに関するアンケートの実施
- (オ) ボランティアの受け入れ

(6) 地域包括支援センター事業

大泉町地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう努める。

なお、事業の推進においては、地域住民、行政、ケアマネジャー、サービス事業者、民生委員、地区社協等、フォーマル及びインフォーマルなサービス関係者等によって構成される人的ネットワークを構築するよう努める。

また、保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士、認知症地域支援推進員がそれぞれの専門知識や技術を互いに活かしながら、チームアプローチで支援することにより、迅速かつ効果的な支援が提供できるよう努める。

本年度においては、認知症支援の充実を図るため、本人、家族を支える地域づくりの具体的活動である「チームオレンジ」の構築に努める。また、高齢者の誰もがいつまでも元気で暮らしていくよう、介護「よぼう仙人」スクールを中心に各教室の継続とさらなる充実を図り、コロナ禍においても人や、地域とのつながりを感じられる事業展開を目指し、心身の健康が継続していくよう努める。

なお、事業の実施においては新型コロナウイルス感染症対策に努め、感染状況に応じて目的に合わせた手法で対応していく。

ア 包括的支援事業

(ア) 総合相談支援業務

地域包括支援センターの周知に努め、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受理し、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローとともに、相談からサービスの調整まで、ワンストップサービスが展開できる拠点としての機能を果たすよう努める。

また、地域における様々な関係者とのネットワーク構築に努め、高齢者の持つ課題が解決へと結びつくような支援体制を整える。

(イ) 権利擁護業務

a 成年後見制度および日常生活自立支援事業の活用促進

認知症などにより判断能力が十分でない人に対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用ができるよう支援する。

また、上記制度について、相談会を開催する。

b 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称:高齢者虐待防止法)に基づき、相談、助言、通報等、その他必要な対応を行い、速やかに町に状況等を報告し、必要に応じて町と連携して適切かつ迅速な対

応をとる。措置入所が必要と判断した場合には、町に実施を提言する。

また、高齢者虐待の早期発見・防止を図るために講演会を開催する。

c 困難事例への対応

高齢者やその家族に重層的に課題が存在している場合等、関係機関と連携し、必要な支援を行う。

d 消費者被害の防止

消費生活センター、警察署等と連携を図りながら、消費者被害防止に努める。

(ウ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

a 医療介護連携会議

ケアマネジャーと医療機関の連携体制の構築を目的として会議を開催し、在宅高齢者への支援が包括的・継続的に実践されるような環境をつくる。

b ケアマネジメント連絡会

町内のケアマネジャーによる情報交換や事例検討等ＩＣＴを活用し開催する。

c ケアマネジメント研修会

ケアマネジャーの専門的技術向上のための研修会を開催する。

d ケアマネジャーの個別支援

ケアマネジャーが抱える課題や不安に対し、アドバイスや適宜支援を行う。

e 地域ケア会議（個別ケア会議）

・困難事例の解決

ケアマネジャーが抱える支援困難事例について、地域包括支援センターが主となり検討会議（個別ケア会議）を開催し支援方法を検討する。

・自立支援型

高齢者一人一人が住み慣れた地域でその能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう多職種協働による自立支援型地域ケア会議を行う。

イ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症相談

認知症の人やその介護者等からの相談支援を行い、必要に応じて医療や介護、認知症初期集中支援チームにつなぎ、連携を図りながら支援を行う。

(イ) 認知症サポーター養成講座

あらゆる世代の住民や、企業・店舗等に向けて、認知症の正しい知識や介護方法、対応方法等を学んでいただく講座を開催し、認知症サポーターを養成する。

(ウ) 認知症サポータースキルアップ講座

サポーターの資質向上やチームオレンジの構築に向け講座を開催する。

(イ) チームオレンジ活動支援【新規】

チームオレンジのメンバーであるサポーターが、情報交換や意見交換を行い活動の場が広がるよう支援する。

(オ) 認知症支援体制の構築【新規】

認知症の人にやさしい町づくりを目指すため、企業や店舗、児童館等に向け、認知症を正しく理解し見守っていただけるよう働きかけを行う。

(カ) オレンジカフェ「ひだまり」

認知症の方やその介護者、地域住民が交流できるカフェを開催する。

(キ) 認知症家族講演会

認知症介護者的心身の負担の軽減を図る。また、全ての世代が認知症の関心を深めるために、講演会を開催する。

ウ 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業

a 基本チェックリストの実施

日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）において、基本チェックリストを実施し、その対象者を抽出する。

b ケアマネジメント業務

介護保険における要支援者及び総合事業の対象者に対し、担当者を配置し、アセスメントを実施、ケアプランを作成し、モニタリング、評価を行う。一連の業務をケアマネジャーに委託した場合においても、逐次報告を受け、サービス担当者会議への参加をするなど、適切なマネジメントが行われるよう、指導を行う。

また、町内すべての要支援者及び総合事業対象者のサービス利用にあたり、国保連合会や町への請求事務を実施する。

(イ) 一般介護予防事業

a 介護予防把握事業

閉じこもり等の何らかの介護予防を要する高齢者を訪問等により早期に把握し、必要に応じ介護予防事業へつなげる。また、保健事業と介護予防事業の一体的な取り組みに対し協力をする。

b 介護予防普及啓発事業

パンフレットの配布や社協広報誌への掲載等による介護予防の普及啓発

c 介護予防教室の実施

(a) 介護「よぼう仙人」スクールと称し、テーマに沿った運動・スマホ・栄養・口腔等の教室

- (b) 体操教室【新規】
筋力をつけ転倒を予防するための体作りを目指す教室
 - (c) 脳トレ教室【新規】
楽しみながら脳の活性化や認知機能低下の予防を図る教室
 - (d) 居場所作り「ほっとカフェ」
主に閉じこもりを予防するため、高齢者が気軽に集まり手工芸などの楽しみを行える、生きがいづくりの場所を提供する。
 - (e) 介護予防手帳の配布
住民が効果的に介護予防活動を行えるよう、介護予防手帳を配布する。
- (ウ) 地域介護予防活動支援事業
- a 初級・中級介護予防サポーター養成講座
介護予防に関する知識と技能を学ぶ研修を実施し、地域で介護予防活動の取り組みができる人材の育成を行う。
 - b 介護予防サポータースキルアップ講座
サポーターの資質向上を目指した研修会を実施し、サポーター同士の情報交換の場とする。
 - c 介護予防活動自主グループ情報交換会
グループ同士が情報交換できる機会を持ち、介護予防活動の継続と充実を目指す。
 - d 地域介護予防活動の支援
地域で活動されている介護予防活動グループに対し、情報提供や講師派遣等の支援を行う。また、新たに活動を始めようとするグループに対しては、組織化の支援を行ない、介護予防活動グループの拡充を図る。
 - e 情報通信技術（ＩＣＴ）活用の推進
外出自粛等の中でもＩＣＴ（Information and Communication Technology）を活用して介護予防活動ができるよう推進する。
 - f 地域リハビリテーション活動支援事業
介護予防の普及促進を目的とした体力測定会を実施する。
- エ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
介護保険サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。

(7) 生活困窮者自立相談支援事業

群馬県社協の委託を受け、生活困窮者自立相談支援事業の邑楽郡5町の支所社協として、関係機関との連携を図り、相談者に対し仕事や住まいの確保などの援助を行い、安定した生活が送れるよう、自立に向けた支援を行う。

ア 生活困窮者自立相談支援事業

生活に対する困りごとや不安を抱えた相談者に対し、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

- (ア) 生活や就労等に関する相談、受付
- (イ) 支援プランの作成
- (ウ) 相談者に関する支援調整会議の開催
- (エ) 住居確保に関する支援
- (オ) 家計立て直しに関する支援
- (カ) 就労に関する支援
- (キ) 生活困窮世帯の子どもの学習に関する支援
- (ク) 支所社協連絡会議への出席

(8) その他の福祉事業

ア 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、災害救護や国際救援などの活動を行うために、会費や寄付金を合わせた活動資金を財源として活動しています。

日本赤十字社の会費は、住民の安全と健康及び福祉の保持、あるいは防災、罹災者の救護等の面で活用されています。

- (ア) 赤十字活動資金募集協力
- (イ) 献血事業協力
- (ウ) 大泉町分区事務局として協力
- (エ) 防災イベントの実施

イ 赤い羽根共同募金への協力

共同募金運動は、赤い羽根をシンボルマークとして地域住民や学校・企業等で募金をお願いし、高齢者や障害者に対する福祉の充実、子育て支援活動、地域福祉活動の啓発や推進のために活用されています。また、災害支援資金として使われています。

- (ア) 赤い羽根募金募集協力
- (イ) 歳末たすけあい募金募集協力
- (ウ) 大泉町支会事務局として協力

ウ その他目的達成に必要な事業

本会の目的達成のため、協賛や後援事業など積極的に取り組む。

3 年間事業計画

月	社会福祉協議会	町・郡・県、 関連団体等の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・観桜会（地活、デイ） ・お楽しみ会代表者会議（老セン） ・自主グループ代表者会議（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・邑楽護国神社例祭 ・郡保護司、更女総会
5	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、監事会 ・評議員選任・解任委員会 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・合同バーべキュー（地活、デイ） ・カラオケ大会（老セン） ・初級介護予防サポーター養成研修（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・合同金婚式 ・町民献血 ・ボラ協総会 ・母子会総会 ・保護司会、更女会総会 ・療育父母の会総会 ・遺族会総会 ・老人クラブ総会 ・地活、デイ保護者会総会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・評議員会 ・通学補給金の支給 ・日赤法人募金収納 ・共募運営委員会 ・福祉協力校連絡会議 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・運営委員会（地活・デイ） ・お楽しみ会（老セン） ・中級介護予防サポーター養成研修（包括） ・認知症サポーター養成研修（包括） ・体操教室（包括）【新規】 ・ケアマネジメント研修会（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町高齢者・身障者スポーツ大会 ・郡福祉関係団体総会（ボラ協、老人、療育） ・老人クラブ輪投げ大会
7	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・地区社協長会議 ・紙おむつ支給 ・納涼祭（地活・デイ） ・自衛消防訓練（老セン） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会を明るくする運動

	<ul style="list-style-type: none"> ・教養教室（老セン） ・認知症サポートスキルアップ研修（包括） ・介護予防サポートスキルアップ研修（包括） ・体操教室（包括）【新規】 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・家族DEチャレンジスクール ・介護体験教室（保専共催） ・カラオケ大会（老セン） ・体力測定会（包括） ・成年後見相談会（包括）【新規】 ・体操教室（包括）【新規】 ・脳トレ教室（包括）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県戦没者追悼式 ・遺族会英靈塔清掃 ・ひとり親家庭等ふれあい交流事業
9	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校放課後子ども教室 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール (町・教育委員会と共に) ・避難所体験訓練の実施（地活・デイ） ・敬老のつどい（老セン） ・認知症家族講演会（包括） ・脳トレ教室（包括）【新規】 ・自主グループ代表者会議（包括） ・高齢者虐待防止講演会（包括） 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老訪問 ・福祉パレード ・老人クラブグランドゴルフ大会
10	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・災害ボランティアセンター模擬訓練 ・障害者体験講座 ・手話奉仕員養成講習会（入門課程・基礎課程） ・ボランティア養成講座【新規】 ・紙おむつ支給 ・共同募金運動街頭募金、法人募金収納 ・運営委員会（地活、デイ） ・お楽しみ会（老セン） ・日帰り旅行（デイ） ・医療介護連携会議（包括） ・体操教室（包括）【新規】 ・脳トレ教室（包括）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県護国神社例大祭 ・母子、寡婦福祉県民大会 ・郡老人クラブ輪投げ大会 ・郡老人クラブグランドゴルフ大会
11	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉大会（保健福祉まつり）（町と共に） 	・県社会福祉大会

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生ふくし作文・ポスターコンクール入賞作品集の発行 ・避難訓練（地活・デイ） ・シニア向けスマートフォン教室（老セン） ・体操教室（包括）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・県老人クラブ大会 ・町民献血
12	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会、評議員会 ・歳末たすけあい運動 ・ひとり暮らし高齢者おせち料理配布 ・クリスマス会（地活、デイ） ・軽スポーツ大会（老セン） ・自衛消防訓練（老セン） ・初級介護予防サポーター養成研修（包括） ・体操教室（包括）【新規】 ・脳トレ教室（包括）【新規】 ・自立支援型ケア会議(包括) 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉団体合同新年会 ・紙おむつ支給 ・餅つき（地活、デイ） ・新春カラオケ大会（老セン） ・中級介護予防サポーター養成研修（包括） ・ケアマネジメント研修会（包括） ・体力測定会（包括） ・脳トレ教室（包括）【新規】 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション講習会 ・地区社協長会議 ・お楽しみ会（老セン） ・自主グループ代表者会議（包括） ・介護予防サポータースキルアップ研修（包括） ・認知症サポーター養成研修（包括） ・脳トレ教室（包括）【新規】 ・成年後見相談会（包括）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ芸能大会 ・郡老人クラブ芸能大会
3	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式（町と共に） ・市民活動フェスティバル ・ひとり親家庭のつどい ・理事会、評議員会 ・避難訓練（地活・デイ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・郡ボラのつどい ・ボラ協ひとり暮らし高齢者ふれあいのつどい

	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメント連絡会（包括） ・認知症サポートスキルアップ研修（包括） 	
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ収集運動 ・介護保険説明会 ・生活支援事業 ・広報紙の発行（毎月1回） ・おおいづみ KIZUNA プロジェクト【新規】 ・ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業 ・ひとり暮らし高齢者友愛訪問事業 ・地域見守り活動支援事業【新規】 ・地域活動支援センターの運営 ・老人福祉センターの運営 ・心身障害者等デイサービスセンターの運営 ・居宅介護支援事業 ・生活困窮者自立相談支援事業 ・生活支援体制整備事業 ・学生服等リユース事業 ・福祉用具等リユース事業 ・お菓子定期販売（地活） <p style="margin-left: 2em;">大泉郵便局【月1回】</p> <p style="margin-left: 2em;">生命保険会社【月1回】</p> <p style="margin-left: 2em;">保健福祉総合センター内【月1回】</p> <p style="margin-left: 2em;">役場ホール【月1回】</p> <p style="margin-left: 2em;">地活施設内【週1回】</p> <p style="margin-left: 2em;">役場食堂前【週1回】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラブ活動支援【4クラブ活動中】（老セン） ・毎月第4土曜『音楽健康教室』（老セン） ・地域自主グループ活動支援（包括） ・介護『よぼう仙人』スクール（包括） ・ほっとカフェ（月1回）（包括） ・オレンジカフェ「ひだまり」（月1回）（包括） ・ケアマネジメント連絡会（月1回）（包括） ・認知症支援体制整備事業（包括）【新規】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボラ協給食サービス（月2回）

※実施月、実施内容につきましては変更になる場合がございます。

※包括は、地域包括支援センターの略です。

※地活は、地域活動支援センターの略です。

※デイは、心身障害者等デイサービスセンターの略です。

※老センは、老人福祉センターの略です。